

最近の成育医療等関係施策の動向

令和5年9月20日
こども家庭庁成育局母子保健課

成育医療等分科会について

こども家庭審議会令（令和5年政令第127号） （分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
子ども・子育て支援等分科会	一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関する重要事項を調査審議すること。 二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）及び子ども・子育て支援法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
児童福祉文化分科会	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
成育医療等分科会	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

最近の主な動向について

1. こども家庭庁の設置

- 令和3年11月 「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」とりまとめ
- 令和3年12月 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」閣議決定
内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置
- 令和4年6月 「こども家庭庁設置法」「こども基本法」等 成立
- 令和5年11月 「こども政策の推進に係る有識者会議第2次報告書」とりまとめ
- 令和5年4月 こども家庭庁設置

2. こども未来戦略方針等の閣議決定

- 令和5年6月 「経済財政運営と改革の基本方針2023」閣議決定
「こども未来戦略方針」閣議決定
「規制改革実施計画」閣議決定
⇒「こども未来戦略方針」に基づく「加速化プラン」の推進やこども大綱のとりまとめ等のこども政策関連の動きの記載が盛り込まれる。

3. 令和6年度予算概算要求

- 令和5年9月 令和6年度母子保健対策関係予算概算要求の概要について公表。
(令和5年度予算) (令和6年度概算要求)
17,685百万円 → 18,479百万円+事項要求

こども家庭庁の概要

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
(内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管)
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

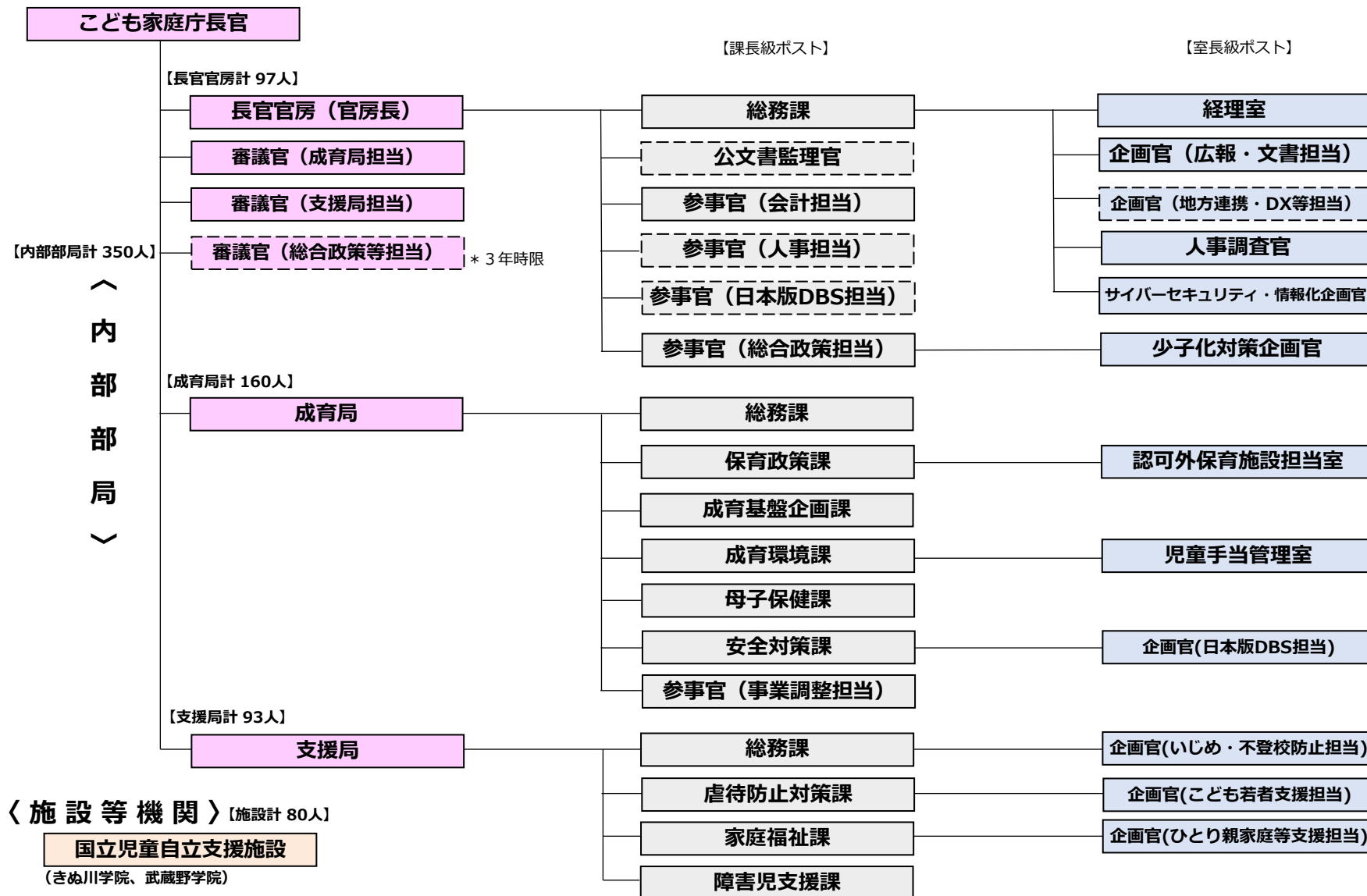
- ◆ 令和5年4月1日

こども家庭庁組織図概要

【別紙】

- 長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置(併任を除く)。
- 定員については、組織全体で430人(内部部局350人、施設等機関80人)。

※ [] は併任ポスト



こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討⁵

○経済財政運営と改革の基本方針2023加速する新しい資本主義

～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

（加速化プランの推進）

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。**若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンス**である。このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民連携による投資の促進を進めることで、安定的な経済成長の実現に先行して取り組む。次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、**若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念**を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を推進する。なお、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。

具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の**3年間の集中取組期間**において、「**ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組**」（児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、「**全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充**」（**妊娠期からの切れ目ない支援**⁸⁸の拡充や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設など）、「**共働き・共育ての推進**」（男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援）とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。

こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

88 手続等のデジタル化も念頭に置いた伴走型相談支援の制度化、**プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援**等を含む。

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

(こども大綱の取りまとめ)

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、**こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定**し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。

こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、国や地方公共団体の政策決定プロセスへのこどもや若者の参画、意見の反映促進、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。このため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を策定し、全てのこどもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進するほか、職員配置基準の改善も見据え、保育人材の確保の強化と現場の負担軽減を図るとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組む。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進する。「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を策定し、多様なこどもの居場所づくりやこどもと居場所をつなぐ仕組みを構築する。**流産、死産を経験された方への相談支援、産後ケアの人材育成、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査、乳幼児健診を始めとする母子保健対策の推進、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）など、産前産後の支援を充実**するとともに、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入やこどもが安全・安心に成長できる環境の構築に取り組む。希望する人の結婚支援（伴走型のマッチング支援等）及び妊娠・出産支援を始め地方自治体等が行う取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充するとともに、ライフプラン研修等を行う事業者を支援する。

誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。また、就業支援や養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流の推進などひとり親支援の推進、こども食堂、こども宅食・フードバンク等への支援を始めとした、こどもの貧困解消や見守り強化を図るほか、食育を推進する。こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもの地域の支援基盤の強化を図る。さらに、こども政策DXを推進する⁹⁵。

95 **母子健康手帳のデジタル化**などを含む。

こども・子育て政策の抜本強化に向け、縦割りを超え、多様な施策とこども政策との連携を図る必要がある。このため、少子化時代における質の高い公教育の再生の強力な推進を図る。学校給食無償化の課題整理等を行う。また、子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進するとともに、移動しやすい環境整備など公共交通・観光、公共インフラ等の面での気運醸成を強力に進める。

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

(社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進)

医療DX推進本部において策定した工程表²⁵⁴に基づき、医療DXの推進に向けた取組について必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実に実現する。マイナンバーカードによるオンライン資格確認の用途拡大や正確なデータ登録の取組を進め、2024年秋に健康保険証を廃止する。レセプト・特定健診情報等に加え、介護保険、**母子保健**、予防接種、電子処方箋、電子カルテ等の**医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる「全国医療情報プラットフォーム」の創設**及び電子カルテ情報の標準化等を進めるとともに、**PHRとして本人が検査結果等を確認し、自らの健康づくりに活用できる仕組みを整備**する。その他、新しい医療技術の開発や創薬のための医療情報の二次利活用、「診療報酬改定DX」による医療機関等の間接コスト等の軽減を進める。その際、医療DXに関連するシステム開発・運用主体の体制整備、電子処方箋の全国的な普及拡大に向けた環境整備、標準型電子カルテの整備、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策等を着実に実施する。

254 「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)。

こども未来戦略方針

○こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～(令和5年6月13日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(3) 医療費等の負担軽減 ～地方自治体の取組への支援～

- おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。あわせて、適正な抗菌薬使用などを含め、こどもにとってより良い医療の在り方について、今後、医学界など専門家の意見も踏まえつつ、国と地方の協議の場などにおいて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る**産後ケア事業**については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から**実施体制の強化等**を行う。また、**乳幼児健診等を推進**する。
- 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、**国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ**、女性の健康や疾患に特化した研究や**プレコンセプションケア⁸を含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等**を進める。また、2022年度から保険適用された不妊治療について、推進に向けた課題を整理、検討する。

8 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

母子保健関連施策に係る閣議決定等について①

○全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～（令和4年12月16日同会議）（抄）

- ◆ 全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備

産前・産後の心身の負担を軽減するため、希望する全ての方が産前・産後ケアを利用することができるよう、**産前・産後ケアの体制の充実**を図るとともに、**利用者負担の軽減**を図る必要がある。（略）

○医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）（抄）

Ⅲ 具体的な施策及び到達点

（2）全国医療情報プラットフォームの構築

オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。

具体的には、全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、電子カルテ情報等を電子カルテ情報共有サービス（仮称）に登録することで、医療機関や薬局との間で電子カルテ情報等を共有・交換する仕組みを構築する。また、自治体検診情報、介護、予防接種や**母子保健に関する情報を連携させる仕組みを構築**することにより、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を共有可能にする。介護事業所が保有する介護現場で発生する情報についても、介護事業所・医療機関等で情報を共有できる基盤を構築する。また、全国医療情報プラットフォームに情報を提供するそれぞれの主体（医療保険者、医療機関・薬局、自治体、介護事業者等）について、そこで共有される保健・医療・介護に関する情報を、自身の事業のため、さらにどのような活用をすることが可能かについても検討する。その際、これらの情報基盤については、電子処方箋と同様、オンライン資格確認等システムの資格情報の履歴と連携し、情報を連結させるとともに、マイナンバーカードの保険証利用に係る本人確認の仕組みやオンライン資格確認等システムの医療機関等とのネットワークを活用し、情報連携を行っていく。

（略）

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

医療や介護などのサービスの提供に関し、患者、自治体、医療機関、介護事業所等で紙の書類のやりとりがされており、患者にとって書類・手帳を持ち運ぶ手間となっているだけでなく、各機関において都度入力する必要があり、また各機関間での情報の共有に限界がある。

こうした業務フローを見直し、関係機関や行政機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していく。また、個人が行政手続に必要な情報を入力しオンラインで申請ができる機能をマイナポータルに追加し、医療や介護などの手続をオンラインで完結させる。

（略）

母子保健に関して、**乳幼児健診や妊婦健診情報等の共有について、2023年度中に、希望する自治体において事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国展開**をしていく。

○令和4年度診療報酬改定に関する中医協の附帯意見（令和4年2月9日）（抄）

- 17 不妊治療について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、情報提供の在り方に関する早急な検討の必要性も踏まえ、学会等における対象⁹ 家族・年齢、治療方法、保険適用回数、情報提供等に関する検討状況を迅速に把握しつつ、適切な評価及び情報提供の在り方等について検討すること。

母子保健関連施策に係る閣議決定等について②

○規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

II 実施事項

3. 個別分野の取組

<人への投資分野>

（11）里帰り出産を行う妊産婦の支援

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	伴走型相談支援の拡充及び自治体・医療機関との間の連携等の推進	<p>a こども家庭庁は、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じたサービスにつなぐ「伴走型相談支援」について、自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、<u>妊産婦の産後の心身の負担軽減を図る観点から、出産後速やかなリスク評価を実施し、医療機関や自治体が連携して必要な支援につなげる取組を推進するための措置</u>を講ずる。また、令和4年度に作成した支援が必要な妊産婦を把握するための「リスクアセスメントシート」の周知を図るとともに、効果的な活用方法等について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>b こども家庭庁は、里帰り出産をする妊産婦に対して、産前・産後のケアなどの提供可能な行政支援に関する情報提供を行い、必要な行政支援が行われるようにするための環境整備について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>c こども家庭庁は、自治体が、支援の対象となる妊産婦を把握し、支援を実施するとともに、利用者の利便性向上等の観点から、出産・子育て応援交付金事務におけるデジタル技術の活用や、伴走型相談支援における面談等の相談記録や出産・子育て応援ギフトの支給記録に係る情報連携に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル庁と連携し、伴走型相談支援事業に係る事務をマイナンバーを活用した情報連携を可能な事務として位置付けるため、関係法令の改正の要否の検討を含め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）に基づく自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、<u>里帰り出産をする妊産婦について、自治体や医療機関との間での情報連携の在り方についても検討を行い、必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>a,c：令和5年度検討、令和6年度以降措置</p> <p>b：令和5年度上期措置</p>	<p>a,b：こども家庭庁</p> <p>c：こども家庭庁 デジタル庁</p>

○デジタル田園都市国家総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）（抄）

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

（1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

ア 結婚・出産・子育ての支援

(c)「こども家庭センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保

・2022年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づいて、市町村における「こども家庭センター」の設置を推進し、全ての妊産婦・子育て世帯・子供に対する包括的な相談支援を行う。（厚生労働省子ども家庭局母子保健課）

・産科医の地域偏在等に起因する地方の周産期医療の体制不足を補完し、安全・安心に妊娠・出産ができ、妊産婦本人の居住地に関わらず適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、産科医のいない周産期医療圏の解消や、都道府県及び市町村が実施する分娩を取り扱う医療機関へのアクセスの確保等を始め、関係者が連携して妊産婦の希望に寄り添って継続的な支援を行う体制の整備とともに、母子オンライン相談・電子母子健康手帳アプリの導入等の母子保健事業におけるデジタル化の促進等により、効果的な周産期医療体制の確保・母子保健事業の充実に努める。（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、厚生労働省子ども家庭局母子保健課、医政局地域医療計画課）

(d)両親学級等のオンライン実施、SNSを活用したオンライン相談の取組支援・両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援の取組を支援する。（厚生労働省子ども家庭局母子保健課）

3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

（1）モデル地域ビジョンや重要施策分野における施策間連携・地域間連携

(i)地方公共団体間の連携によるこども政策

・都道府県が、協議会の設置や研修会の実施、データ等を活用して行う管内市町村の母子保健に関する計画策定に係る支援など、関係者間の連携体制の整備に関する取組等の広域支援を実施する場合に支援を行う。（厚生労働省子ども家庭局母子保健課）

令和6年度 母子保健対策関係予算概算要求の概要

(令和5年度予算)

(令和6年度概算要求)

17,685百万円 → 18,479百万円+事項要求

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

12,523百万円 → 12,420百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

+事項要求

(1) 産後ケア事業の実施体制の強化等【一部事項要求】

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業の実施体制の強化等について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

(2) 乳幼児健診等の推進【事項要求】

- 市町村において必要に応じて行われている乳幼児健康診査等の推進について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

(3) プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進【事項要求】

- プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

(4) 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築【新規】

- 妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る都道府県の中核的な精神科医療機関等に、コーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。

(5) 妊婦訪問支援事業【新規】（※令和5年度まで安心こども基金により実施していた事業を引き続き実施するもの）

- 妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握するとともに、妊婦の状況に応じて必要な支援につなげる。

(6) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等

- 医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。
- 先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成や、自治体が発行する不育症検査に係る広報啓発費用の補助を行う。

(7) 母子保健対策の強化

- ・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を実施する。
- ・ 都道府県による成育医療等に関する協議会の設置などの広域支援の推進等を実施する。

(8) こどもの心の診療ネットワーク事業

- ・ 様々なこどもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時のこどもの心の支援体制づくりを実施する。

(9) 産婦健康診査事業

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

(10) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

- ・ 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

(11) 新生児聴覚検査の体制整備事業

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

(12) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

- ・ 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

(13) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備等

- ・ 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、こどもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施する。
- ・ こどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを整備し、予防可能なこどもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(14) プレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識の普及や性と健康の相談支援

- ・ 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への相談指導や、不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発等を実施する。

(15) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援

- ・ 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成する。

(16) 不妊症・不育症に関する支援

- ・ 不妊治療や流産の経験者を対象としたピアサポーターの育成研修や、医療従事者に対する研修を実施する。
- ・ 不妊症・不育症に対する社会の理解を深めることや、治療を受けやすい環境整備に係る社会機運の醸成を図るため、普及啓発事業を実施する。

(17) 出生前検査認証制度等啓発事業

- ・ 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行う。

2 母子保健のデジタル化の推進【新規】 ※デジタル庁一括計上予算

906百万円

- ・ 医療DXの推進に向けて、母子保健情報のマイナンバーカードを利用した情報連携や、公費負担医療のオンライン資格確認等を進めることとしており、デジタル庁の取組と連携しながら対応するために必要となる費用を計上する。

3 未熟児養育医療等

3,684百万円 → 3,567百万円

- ・ 身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

4 こども家庭科学研究等の推進

947百万円 → 1,118百万円

- ・ 保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること並びに第2期健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を踏まえた世界最高水準の医療提供に資する医療分野の研究開発を推進すること等を目的として実施する。

5 成育基本法に基づく取組の推進

34百万円 → 35百万円

- ・ 令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、国民全体の理解を深めるための普及啓発等を実施する。
- ・ 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

6 旧優生保護一時金の支給等

382百万円 → 382百万円

- ・ 都道府県において、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受付、調査し、内閣総理大臣に提出するほか、一時金の支給手続き等に係る周知及び相談支援等を行う。

7 その他

114百万円 → 51百万円

- ・ 母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。

令和5年度成育医療等分科会のスケジュール（予定）

令和5年

令和6年

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

第1回【9月20日】

①成育医療等を巡る状況について

②こども大綱の策定に向けた中間整理案について

第2回【予定】

第3回【予定】

成育医療等基本方針に関する今後の議論について（第11回成育医療等協議会（令和5年3月23日））

○ 令和5年4月、成育医療等基本方針の策定及び推進について、厚生労働省からこども家庭庁に移管される。これに伴い、成育医療等協議会も廃止され、新たに、こども家庭審議会（成育医療等分科会（仮称））が設置されることとなる。

○ 今般改定した成育医療等基本方針については、令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定したところ。

○ これを踏まえ、分科会では、

・ 施策の実施状況の報告等（毎年）

・ 成育医療等基本方針の中間評価（令和7年度目途）

・ 成育医療等基本方針の最終評価・見直し（令和10年度目途）

等に加え、個別施策の進捗や課題について、掘り下げて議論をすることとしてはどうか。

○ また、健やか親子21推進本部幹事会との連携を図りながら、成育医療等基本方針に基づく施策を推進することとしてはどうか。